


1 計画の基本的な考え方

頁数	変更点	備考
3	<p>●計画の体系</p> <p>①基本目標を4本→3本へ</p> <p>②重点目標を14本→13本へ</p> <p>③施策の方向性を22本→24本へ</p>	
8	<p>●これまでの取組【(4) 佐渡市の動きの部分】</p> <p>・今までの経過を1つのブロックへ (旧：3ブロックにわけていた)</p>	
9	<p>●計画の内容（冒頭部分）</p> <p>少子高齢化が進む中で、全ての人々が生きがいを持って 安心して暮らすためには～</p>	・赤字部分追加部分

2-1 計画の内容（基本目標）について

<p>第2次計画時基本目標</p> <p>I 男女平等意識の啓発</p> <p>II 女性の人権の尊重と生涯を通じた女性の健康づくり</p> <p>III 男女共同参画が確保される労働環境づくり</p> <p>IV 男女が共に参画できる活力あるまちづくり</p>

<p>第3次計画時基本目標</p> <p>I 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり</p> <p>II 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり</p> <p>III 女性の活躍できる社会づくり</p>

従来の4つの要素は引継ぎつつ、よりわかりやすく。

☆変更点

従来の骨組みでは、

- ①意識啓発、②女性の健康づくり、
- ③労働環境の改善、④まちづくりへの促進

従来は、上記4本が基本目標として掲げられていたが、

第3次の方向性としては、従来よりも、よりわかりやすい体系となるよう

- ①意識づくり、②環境づくり、③本計画は、女性の活躍推進法と一体的に策定しているため、男女共同参画のなかでも、より女性の参画を促したい（ポジティブ・アクション）箇所に関することの3本立てとした。

2-2 計画の内容（重点目標）について

I - 1 あらゆる分野における男女平等意識の浸透

旧計画における

- I - 1 家庭における男女平等意識の促進
 - 2 男女平等の視点での慣行や社会通念の見直し
 - 4 生涯学習における男女平等教育の推進に関する部分。

R1 市民意識調査において、今後当市が男女共同参画を進めていくためにどのようなことに力を入れていくべきかという問いについて、「**家庭や地域における性別の固定的役割分担の解消**」（2番目）、「**社会通念や慣行、しきたりの見直しのための意識啓発**」（3番目）という回答が多かった。

◇固定的性別分担役割意識の解消や、社会通念、慣行、しきたりを見直すためには、**個々の意識が変化していく必要がある**。

- ・セミナー等による意識啓発や、イベント等での幅広い周知
- ・職場が、男性中心慣行のままでは、家庭の意識が変化しても対応できないため、職場（事業主）の意識変化を促す

2 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発

旧計画における

- I - 3 保育園・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

R1 市民意識調査において、「教育の場における、男女平等教育の充実や保護者への意識啓発等」が、必要だと感じている人は 28.3%であった。

- ◇従来は、1つの施策の方向性であったが、**子ども向けへの指導と指導者向けの指導に分けた**。
- ・近年、教職員の不祥事等の増加や、LGBTのような新たに取り組んで行かなければならない課題もあるため、教職員向け意識啓発も施策として分けて考えたほうが良いと思ったから。

3 あらゆる暴力の根絶

旧計画における

- II - 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

DV被害については、女性のほうが割合は多いが、女性よりも少ないとはいえ、DV等の暴力については、男女ともにあってはいけないものである。

◇従来までは、「女性に対する」と書かれていた。

※子若センターは、相談機関でもあり、保護期間でもあるため、この分野で大きく書かない。危機管理の観点から。

4 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

旧計画における

Ⅱ - 2 生涯を通じた女性の心身の健康づくりへの支援

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）については、用語の認知度を市民意識調査で調査しているものの、前回値との大きな変化はなく、依然として低いまま。

◇従来までは、重点目標に「女性の」と書かれていた。

→言葉の認知度ではなく、健康維持への意識や妊娠・出産に関する正しい知識を持っていることが重要

1 働く場における男女共同参画の推進

旧計画における

Ⅲ - 1 就業機会の均等と労働環境の条件整備

表現が硬く、わかりにくい。

◇平成31年4月1日から、働き方改革関連法が順次施行されていることを受け、今まで具体的施策として細かく出していたが、まとめる。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

旧計画における

Ⅲ - 2 職業生活と家庭生活・地域活動の両立のための就業環境整備

今後、男女がともに家事・子育てをしながら、教育、地域活動に積極的に参画していくためには、どのようなことが必要だと思うかという問いについて、「男性も女性も平等に、仕事と家庭の両立を支援する体制の整備を図る」が最も多かった。

◇ワーク・ライフ・バランスが重点となるべし。

重点1は、広く男女雇用機会均等法に関するような雇用一般に関する幅広

重点2は、雇用分野のなかでもさらに、ワーク・ライフ・バランスは別で特だしする

3 男性にとっての男女共同参画

旧計画における

IV—2 男性にとっての男女共同参画

佐渡市の男性の自殺率は、女性の約3倍である。

従来までは、「男性に対する男女共同参画の理解の啓発」と「男性の家事・育児・介護等への参画の促進」と、男性が参画するための支援ばかりであったが、自殺率が男性のほうが、3倍であることや、2019年3月策定自殺対策計画も含めると、男性を守るような方針もいるのでは。

◇「男性に対する男女共同参画の理解の啓発」→「男性が抱える困難への対応」へ

4 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり

旧計画における

IV—3 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり

高齢化率が4割を超えている。お年寄りが多いし、アンケート結果をみても、今後家族を介護しなければいけない可能性の人が9割近くいる。

◇「(2) 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり」の具体的施策 増加

→高齢者が増えているからこそ、社会参画を促進することと、介護等助けが必要な際に、それを助けられるしくみづくりがある。

5 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

旧計画になし

新規項目

☆第4次 国、第3次県における新規項目

☆子若の計画にも、ひとり親への支援はある。

(1) 生活困窮者への自立支援

→生活困窮に陥ることの多い人は、複合的な課題を抱えている場合が多い。

現在、社会福祉課では、時隣相談支援の相談援助件数の増加を目的としている。

(2) ひとり親家庭への支援

→片親のため、貧困に陥りやすい傾向がある。対策がある。

ひとり親家庭等医療費助成や、新規事業として就労支援がある。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築

旧計画における

IV—4 防災・災害復興への女性参画の促進

近年、自然災害も増加しており、安心・安全な暮らしを構築するには防災・減災意識の向上は必要不可欠。

従来は、自主防災訓練など地域防災活動への女性の積極的な参画を促進します。という具体的な施策があったが、行政には地域の防災組織へ、情報提供や相談にのることはあっても、女性を多くしてもらおうような強制力はない。

◇行政の役割と市民の方へのお願いの明確化

7 国際理解の促進と在住外国人のまちづくりへの参加促進

旧計画における

IV—5 国際理解と在住外国人のまちづくりへの参加促進

近年、日本に在住する外国人が増加している。佐渡では、毎年 200 人ほどは外国人がいる。今後、新たな担い手として外国人の人への支援も必要。

◇従来は、「多文化共生を進める教育支援事業の推進」と「多文化共生を進める生活支援事業の推進」であったが、簡素化し、「国際理解への取組」、「在住外国人への支援」とした

①国際理解への取組…国際的な動きに影響を受けながら進んでいることから、国際社会の動向について理解と興味関心を深めていくには、そもそも外国へ興味をもつことが大切。

②在住外国人への支援…通訳案内士とつなげてあげたり、外国語母子手帳の発行

①は、日本人への働きかけ

②は、日本にきた外国人への働きかけとケア

1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進

旧計画における

Ⅳ—1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進

引き続き、女性の政策・方針決定の場への参加促進は促すが、これよりも前の章との連動が大きい箇所である。この項目単体で成立するものではなく、これよりも前の重点項目が大きく関連している。

◇市の女性管理職率をあげることを指標に変え、市も●%を目指すので、(市民の皆様へのお願いで)地域でも女性活躍に取り組みましょうというようにする。

行政とその他の色分けをしたほうがよいのではないか。

2 農業や商工業等自営業の男女共同参画の推進

旧計画における

Ⅲ—3 農林水産業・商工業等自営業の男女共同参画の確立

◇従来、「農林水産業」であった部分を、「農業」とした。

→あくまで、重点目標のため。(大きな骨組みは、Ⅲの女性の活躍できる社会づくり)

漁業や林業分野については、計画に掲載しないため、やらないというわけではなく、Ⅱ—1・2のような広く労働という分野に包括している。